

## 6 研究開発税制の見直し

# (1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

増減試験研究費割合が0に満たない事業年度（設立事業年度又は比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）の税額控除割合が次のとおり見直された上、税額控除割合の下限（改正前：1%）が撤廃されました（措法42の4①一二⑧三イ(1)(2)（※1））。

- 1 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度…8.5% - 0に満たない部分の割合 × 30分の8.5
- 2 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度…8.5% - 0に満たない部分の割合 × 27.5分の8.5
- 3 令和13年4月1日以後に開始する事業年度…8.5% - 0に満たない部分の割合 × 25分の8.5

[令和8年4月1日以後に開始する事業年度における税額控除割合（措法42の4①）（※2）]

|          |                      | 増減試験研究費割合                          |                                 | 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合（措法42の4①三） |
|----------|----------------------|------------------------------------|---------------------------------|---|
|          |                      | 0以上である場合（措法42の4①一）                 | 0に満たない場合（措法42の4①二）（※3）          |   |
| 事業年度開始の日 | 令 8.4.1～<br>令11.3.31 | 11.5% - [(12% - 増減試験研究費割合) × 0.25] | 8.5% - 0に満たない部分の割合 × 8.5 / 30   | 8.5%                                    |
|          | 令11.4.1～<br>令13.3.31 |                                    | 8.5% - 0に満たない部分の割合 × 8.5 / 27.5 |   |
|          | 令13.4.1～             |                                    | 8.5% - 0に満たない部分の割合 × 8.5 / 25   |   |

※1 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則39①②）。

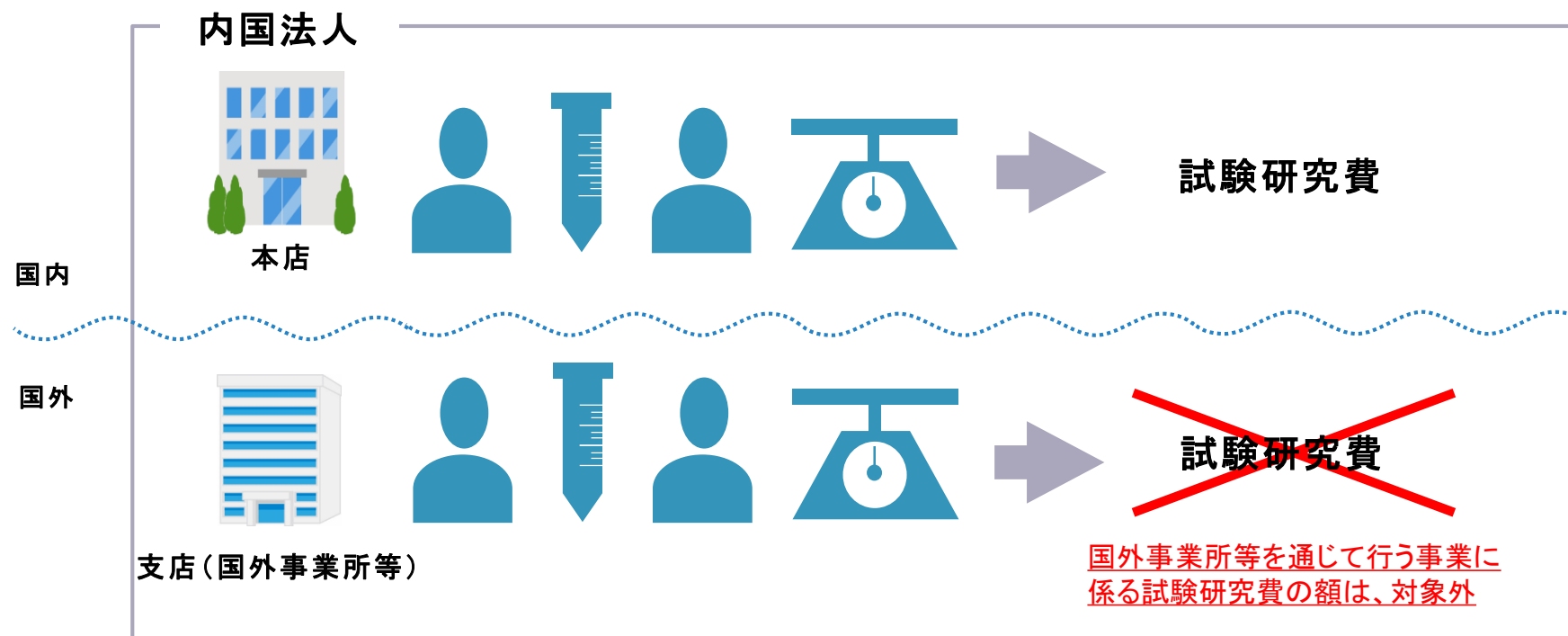
※2 各欄の算式により計算した割合に小数点以下3位未満の端数がある場合には、これを切り捨てた割合となります（措法42の4①）。

※3 各欄の算式により計算した割合が0に満たない場合には、税額控除割合は0となります（措法42の4①二）。

## (2) 試験研究費の額の範囲の見直し

制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等(※1)を通じて行う事業に係る費用の額を除くこととされました(措法42の4⑱一)(※2)。

[試験研究費の額の範囲の見直しのイメージ図]



※1 国外事業所等とは、我が国が租税条約(恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限ります。)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいいます。以下同じです。)についてはその租税条約の条約相手国等内にあるその租税条約に定める恒久的施設に相当するものをいい、その他の国又は地域についてはその国又は地域にある恒久的施設に相当するものをいいます(措法42の4⑱一、法69④一、法令145の2①)。

※2 令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則39③)。